

### 第3部 障がい福祉計画（第5期）

## 第1章 計画の基本的考え方

国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる5つを基本理念とし、その推進を図ります。

### 基本理念1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

### 基本理念2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

### 基本理念3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

### 基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

### 基本理念5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障が

いの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## 第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計

### 1 平成32年度の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、平成32年度末における数値目標を設定しました。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【施設入所者の地域生活への移行】

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
平成28年度（A） 実績 （H29.3.31時点）	平成32年度 （B）	削減見込 （A-B）	地域生活 移行者数
137人	134人	3人	13人

※2%以上

※9%以上

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【 基本指針による目標設定の考え方 】

#### ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況（県）

平成 32 年度末までにすべての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。

##### 2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況（市）

平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

##### 3. 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）（県）

基本指針に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び基本指針に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

##### 4. 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）（県）

入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等が担う必要な機能のうち、相談、緊急時の受入れ・対応については整備しましたが、今後、さらなる支援の充実に向けて関係するサービス事業所との連携を強化し、面的整備を含めた支援体制の充実に努めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要となる利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【福祉施設から一般就労への移行等】

(1) 一般就労移行者数		(2) 就労移行支援事業所の利用者数		(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 28 年度実績 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度	平成 28 年度実績 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度	【目標値】 平成 32 年度
4 人	6 人	21 人	26 人	50%

##### 【就労定着支援（平成 30 年 4 月～）による支援開始 1 年後の職場定着率】

【目標値】 平成 32 年度末
80%

## 2 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成32年度までの見込量を設定しました。

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に障がい者の居宅等でサービスを受けるサービスです。

#### 【居宅介護】

障がいのある人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

#### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由、重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### 【同行援護】

視覚障がいや移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

#### 【行動援護】

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

#### 【重度障害者等包括支援】

常時介護を要する障がいがあり、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を包括的に提供します。

#### 《見込量の考え方》

第4期の利用者数は、見込みを下回り、横ばいですが、今後、障がい者の高齢化が進むことから、在宅のニーズが増加することが見込まれることから、第5期は、増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数／月	73	73	75	79	82	87
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間／月	2,148	2,231	2,225	2,293	2,354	2,617

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応できる体制づくりを進めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

「生活介護」は、常時介護の支援が必要な人で、障がい程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象です。

生活介護は、常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うものです。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、利用者数では見込みを下回っていますが、利用日数では見込みを上回っており、増加傾向にあります。第5期は、第4期の実績をもとに、増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数(人/月)	184	179	182	193	196	199
	利用日数(人日/月)	3,921	3,814	3,909	4,255	4,350	4,444

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 地域での生活を進めていくうえで、生活介護は重要となります。そのため、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

### ②自立訓練

#### ②-1 自立訓練（機能訓練）

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、横ばいに見込んでいましたが、見込みを上回る増加になっています。第5期も第4期の実績に基づき、増加を見込んでいます。



### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数(人/月)	1	3	5	7	9	11
	利用日数(人日/月)	23	67	113	158	203	248

※平成29年度は見込み

### ②-2 自立訓練（生活訓練）

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込みの考え方》

第4期では、見込みを下回りましたが、利用者は増加傾向にあり、特に、利用日数の増加が目立っています。この傾向を受けて、第5期も増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数(人/月)	14	16	17	18	19	20
	利用日数(人日/月)	241	301	326	350	375	400

※平成29年度は見込み

#### （今後の方針）

- 事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。現在の身体障がい者リハビリテーションセンター、知的障がい者施設をはじめとする関係サービス事業所の活用を図ります。

### ③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人、技術を習得し自宅で就労等を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込みの考え方》

第4期では、見込みを下回り、利用量は減少傾向にあります。しかし、第5期は、地域移行と福祉施設から一般就労への移行の推進により、増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	31	21	18	20	22	26
	利用日数(人日/月)	491	391	355	394	434	513

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

○事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

④就労継続支援

④-1 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識や能力の向上を図ることにより、事業所等において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《見込量の考え方》

第4期では見込みを大幅に上回る利用があり、かつ増加傾向となっています。この傾向を受けて、第5期も増加を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	利用者数(人/月)	54	74	85	96	107	118
	利用日数(人日/月)	1,108	1,493	1,724	1,954	2,185	2,415

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

○事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

広域的な利用の視点から、市民の利用について近隣のサービス事業所と調整を行います。

④-2 就労継続支援（B型）

企業などや雇用型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援を利用したが企業や雇用型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《見込量の考え方》

第4期の見込みよりは下回ったものの、利用量は増加しています。この第4期の実績に基づき、第5期の利用量を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	利用量(日/月)	114	119	120	123	125	127
	実利用者数(人/月)	2,173	2,335	2,397	2,757	2,997	3,237

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。  
福祉的就労の提供体制の確保に努めるとともに、関係機関と連携して活性化を図ります。

### ⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

#### 《見込量の考え方》

第5期からの新しいサービスです。計画では、数値目標である一般就労移行者数の平成32年度の目標値を参考に設定しました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（計画）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援 【新規】	利用者数(人/月)	1	2	3

### ⑥療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①障がい程度区分6で、気管切開をとともう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分5以上で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助等を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期は横ばいと見込んでいましたが、利用者は増加傾向にあります。この第4期の実績に基づき、第5期も増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数(人/月)	23	28	30	32	34	36

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 施設等を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。  
柳川療育センターや近隣にある病院等（独立行政法人）との連携を図り、療養介護が必要な方に対するサービスの利用支援を行います。

## ⑦短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 《見込量の考え方》

第4期では、利用者は増加傾向にあります。この第4期の実績に基づき、第5期も増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（合計）	利用量(日/月)	75	108	128	147	167	186
	実利用者数(人/月)	24	25	26	25	26	25
短期入所（福祉型）	利用量(日/月)	61	77	91	104	118	131
	実利用者数(人/月)	18	17	17	16	16	15
短期入所（医療型）	利用量(日/月)	14	31	37	43	49	55
	実利用者数(人/月)	6	8	9	9	10	10

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 市民のニーズに応じたサービスが提供できるようサービス体制の確保に努めるとともに、事業所との連携を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

就労又は就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人が、共同生活を行う住居で、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

##### 《見込量の考え方》

第4期の見込みを上回る増加がありました。この傾向をうけて、第5期も増加を見込んでいます。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	56	59	61	65	70	75

※平成29年度は見込み

##### （今後の方針）

- 第5期の見込量が確保されるよう、グループホーム事業者の新規整備や定員増が推進される環境整備に努めます。

#### ②施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障がい程度区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

##### 《見込量の考え方》

第4期は横ばいで推移しています。

第5期については、国の指針により施設入所者数の削減割合の目標から、減少を見込んでいます。

##### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人/月	137	137	137	137	136	134

※平成29年度は見込み

##### （今後の方針）

- 施設入所支援については、障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

### ③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### 《見込量の考え方》

第5期からの新しいサービスですが、地域移行の推進等を加味し、平成32年度は3人を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（計画）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 【新規】	人/月	1	2	3

#### （今後の方針）

○第5期からの新しいサービスであるため、ニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

### （4）相談支援事業（サービス利用計画作成）

#### ①計画相談支援

すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス利用計画の作成とモニタリングを実施する事業です。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人分/月	96	98	100	110	120	130

※平成29年度は見込み

#### （今後の方針）

○利用計画対象者の状況や、参入事業所の障がいの専門性等を勘案し、事業所の誘致を検討します。

○民間事業所における利用計画作成を支援するため、市と相談支援事業所との連絡会議を軸とし、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます

## ②地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施する事業です。

### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	人分/月	2	0	1	2	4	8

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 地域移行支援の対象者が入院・入所している障がい者であり、地域移行する際の移行先が、現在入院・入所している地域近郊となる利用者もいるため、事業者としては活動範囲が広域となります。今後も一般相談支援事業所と連携し、地域移行支援の体制づくりを進めていきます。

## ③地域定着支援

地域における単身の障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行う事業です。

### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	人分/月	1	0	1	2	4	8

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 一般相談支援事業所と連携し、単身生活する障がい者に対して、常時の相談体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態に対応できるよう体制づくりを進めていきます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

#### 【必須事業】

##### 1. 相談支援事業

＜障がい者相談支援事業＞

＜地域自立支援協議会＞

＜市町村相談支援機能強化事業＞

＜住宅入居等支援事業＞

＜成年後見制度利用支援事業＞

##### 2. 意思疎通支援事業

##### 3. 日常生活用具給付等事業

##### 4. 移動支援事業

##### 5. 地域活動支援センター事業

#### 【任意事業】

##### 1. 日中一時支援事業

##### 2. 訪問入浴サービス事業



## (1) 相談支援事業

### <障がい者相談支援事業>

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

そのため、本市では、各種障がいの相談に総合的に対応する柳川市障害福祉相談室「きらり」を拠点に、相談支援に関する評価や地域の障がい者支援体制づくりの中核的役割を果たす協議の場としての地域自立支援協議会の機能の充実を図りながら、地域における障がい福祉支援体制の推進に努めていきます。

#### ① 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的としたものです。

##### (今後の方針)

総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、市内1か所設置を目指します。

#### ② 指定一般相談支援事業所

地域移行支援や地域定着支援及び基本相談支援を行う場所です。

##### (今後の方針)

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、民間の事業所の参入を促進します。

#### ③ 指定特定相談支援事業所

計画相談支援（サービス利用支援等）や基本相談支援を行う場所です。

##### (今後の方針)

障がい者（児）のサービス利用支援と継続のサービス利用についての支援が滞りなく行われるように、民間の事業所の参入を促進します。

### <地域自立支援協議会>

障がいのある人の生活支援等をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、柳川市障害者自立支援協議会において協議を行います。

### <市町村相談支援機能強化事業>

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士などの専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度など相談支援機能の強化を図っていきます。利用者負担はありません。

### <住宅入居等支援事業>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行い、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

利用者負担はありません。

### <成年後見制度利用支援事業>

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人等を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない人のために、市長が家庭裁判所に後見人等選任のための審判請求を行なうとともに、審判請求の経費や後見人等報酬の負担が困難な人への助成を実施しています。

#### 【事業見込みか所数及び確保策】

第4期計画期間に引き続き、相談支援事業1か所を柳川市社会福祉協議会に委託して実施し、各種障がいに対応した専門的な相談支援を実施します。

また、地域自立支援協議会や成年後見制度利用支援事業については、相談支援事業者と市との連携を図ります。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業所	有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

### (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、社会参加をする際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	延べ利用者数/年	62	75	90	100	110	120

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

- 手話通訳者等の派遣や配置等を実施し、利用促進のための情報の周知徹底に努めます。
- また、手話講座等を開催し、人材の育成醸成に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がい・精神障がいがある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期(実績)			第5期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	0	4	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	8	7	7	10	10	10
在宅療用等支援用具	件/年	6	8	7	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	8	10	13	13	13
排泄管理支援用具	件/年	1,190	1,279	1,240	1,300	1,300	1,300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	2	3	3	3
合計	件/年	1,222	1,303	1,270	1,339	1,339	1,339

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

- 現在行われている日常生活給付事業を継承し、給付見込みを踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

(4) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた障がいのある人に対して、円滑に外出できるよう、移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期(実績)			第5期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人分/月	41	41	47	50	53	55

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。

### (5) 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動などの機会を提供し、社会との交流等を行い、地域生活支援の促進を図ります。

隣接のみやま市に、地域活動支援センターが1か所あり、平成21年4月よりこれまでのⅢ型（実利用人員概ね10名以上）からⅡ型（実利用人員概ね15名以上）に変わり、事業内容も社会適応訓練などが追加されます。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	人分/月	9	7	7	10	10	10

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 地域活動支援センターが持つ特性や機能をうまく活かしていけるよう事業所との連携を図り、同時に市として地域福祉の担い手として事業所を支援していきます。

### (6) 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人分/月	32	37	40	50	52	55

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。
- 事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。

## (7) 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人分/月	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

○障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります